

平成29年第11回定例教育委員会 会議録

1 日 時 平成29年12月26日(金) 15時00分開会
15時30分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階第1委員会室

3. 出席者 教育長 勝本真二
委 員 原田成信
委 員 古賀清彦
委 員 廣田敬子
委 員 仁田千都子

4. 会議に出席した職員

教育次長	帯田由寿
理事(兼学校教育課長)	金崎良一
教育総務課長	宮司裕子
生涯学習課長	山口利弘
教育総務課 課長補佐	峰 修子

5. 会議録

○帯田教育次長

皆さんこんにちは。只今より12月の定例教育委員会を開催致します。初めに勝本教育長に御挨拶をお願い致します。

○勝本教育長

改めましてこんにちは。光陰矢のごとしと言いますが、今年も早いもので、あと1週間余りで終わろうとしています。皆様におかれましては、日々御多忙のことと拝察いたしますが、そのような中、本会へ御出席頂き誠にありがとうございます。

お陰様でこの二学期、文化の秋にちなんで、町民文化祭や町民の集い、そして高田小学校創立50周年記念式典、長与南小学校創立30周年記念式典等いろいろな行事がありました。

先日17日の日曜日には、長与中の女子陸上部が全国大会に初出場し、全国で20位のすばらしい成績をおさめました。

子ども県展では知事賞を2名受賞するなど、文武両道の嬉しい出来事が多かったように思っております。

これもひとえに、皆様方を初め、各学校の子どもたち、先生方、そして保護者、地域

の皆様の御協力の賜だと深く感謝しているところでございます。

挨拶はここまでにして、甚だ簡単ではございますが、今日は今後の会議を有効にしたいと思っておりますので、よろしく願いまして、挨拶にかえさせていただきます。以上です。

○帯田教育次長

次に、11月24日に開催致しました、教育委員会の会議録について、御承認をお願いしたいと思います。御承認頂けますでしょうか。

○委員

はい

○帯田教育次長

御承認ありがとうございます。

続きまして、報告でございます。初めに、教育行政報告でございます。主なもののみ御説明申し上げます。1ページ目をお開きください。

教育総務課では、12月19日に勝本教育長が出席しております、長崎県教育振興懇話会、そして本日開催の定例教育委員会でございます。

学校教育課では、11月25日、12月17日の両日、中学校駅伝大会に出場いたしました長与中学校女子チームが、九州大会で6位入賞、全国大会におきましても20位と健闘しております。

12月4日、時津警察署と長与町により、学校・警察連絡協議会を開催し、冬休みの過ごし方等について情報交換がなされております。そして本日、町内小・中学校が終業式を迎えております。

次に、生涯学習課では、11月26日、12月9日、長与中央公民館まつり、多目まつりが開催され、各講座の活動の成果が発表されました。

また、11月30日には、公民館運営審議会、勤青ホーム、働く婦人の家運営委員会合同により、研修会が開催され、県庁生涯学習課より講師を招き、「地域に思いを寄せる公民館」について講演を頂いております。

以上で教育行政報告を終わります。

次に、学校事故報告でございます。事故等はあっておりません。

続きまして、委任事項でございますが、ございません。

これをもちまして、報告を終わらせて頂きます。

以上まで御質問はございませんでしょうか。

それでは、議事となりますので、勝本教育長に議事の進行をお願い致します。

○勝本教育長

それでは2ページをご覧ください。議案第36号 長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についての提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長

議案第36号 長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を申し上げます。

シーサイドパークフットサルコートの子イター設備設置工事が完了したことにより、改正するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

○山口生涯学習課長

それでは、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明致します。資料の3ページ、4ページをお開き下さい。

先ほど教育次長より提案理由の説明がありましたとおり、フットサルコートの子イター設備設置工事に伴いまして、その子イター利用時間を定めるための改正でございます。

利用時間につきましては、駐車場と同じ利用時間であり、午前9時から午後10時までとしております。なお、夜間照明料につきましては、今月の定例町議会におきまして御承認頂きましたが、1時間当たり町民の方が1,080円、町民以外の方が2,160円としております。簡単ですが、説明とさせていただきます。御審議の程よろしくお願い致します。

○勝本教育長

若干時間を取りたいと思いますが、議案第36号について、質疑はございませんか。どうぞゆっくり目を通して頂ければと思っています。

○帯田教育次長

今回のフットサルコートの子イター設備でございますが、12月の議会におきまして、使用料の確定をさせていただきます。細部の規則に関しては教育委員会で決めて頂くようになっておりますが、12月の議会及び今回の委員会にかけて頂き、1月5日から利用開始ができるように、現在準備を進めているところでございます。以上でございます。

○古賀委員

今までの利用の実績がわかるようでしたら、説明をお願いします。また管理は体育館でされているのかと思いますが、駐車場の管理も含め、どのようにされているか、お聞きしたいと思います。

○山口生涯学習課長

まず利用実績でございますが、平成27年度は2,939人の方に御利用頂いております。回数は169回で、月平均で14.1回の利用がっております。

平成28年度には、3,161名の利用がっており、月平均15回の、時間では42.1時間の利用がっております。

管理についてですが、従来のグラウンドの子イター照明につきましてはコイン式でしたが、今回、新しいシステムを入れ、バーコードによる管理になり、バーコードをスキャナーにかざして頂きますと、許可した使用時間が表示され、照明が点くようになります。スマートフォンが普及しており、運用形態がスマートフォンになっておりますので、バーコードをメールで送り、利用時にそれをかざすと利用できるシステムです。スマー

トフォンを持っていない方につきましては、申請された段階で、バーコードのついた用紙をお渡し、使って頂くように現在準備を進めております。

駐車場につきましては、コート横の駐車場を使って頂くことになっております。

○原田委員

確認ですが、改正後のところで、4月から9月までは利用時間が午前9時から午後7時までとなっていますけれども、説明では駐車場は10時までとなっているので、確認をしたいのですが。

○山口生涯学習課長

以前は、ナイター設備がなかったものですから、利用時間につきましては季節により、夏季は7時まで、冬季は午後5時までと、時間制限をしていたところです。しかし、今後ナイター照明が利用できるようになりまして、他のグラウンドも同様ですが、午後10時まで使用ができるようになりますので、駐車場も同様に、午後10時まで利用ができるようにしております。

今回、開始時間を設けなかったのは、冬場になりますと、例えば5時から7時まで、夏季ですと7時から9時までと利用ができるのではないかと考えまして、利用時間は午前9時から午後10時までとし、ナイター照明の使用時間は別に設けております。

以上でございます。

○勝本教育長

他に質問等ございませんか。無いようでしたら承認ということによろしいでしょうか。

○委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。その他でございませんか。

○帯田次長

事務局の方はございません。

○勝本教育長

委員の皆様からは何かございませんか。無いようでしたら、これをもちまして、教育委員会を閉会致します。お疲れさまでした。